

市民農園のシェアリングサービスモデル創出業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨・目的

シェアリングエコノミーの活用による地域課題解決のモデル創出として、生産緑地をはじめとする都市部の遊休地を市民農園とし、インターネット上のプラットフォームを介して利用者とマッチングして遊休地の利活用を図る実証を行う。同時に、プラットフォームを活用したオンラインでの園芸指導サービス提供の実証を行い、「スキルシェア」としてのモデルを創出する。

本事業の実施にあたり、実績を有する事業者を選定するとともに、その知見を活かすべくプロポーザル方式による委託事業者の募集を行う。

2 委託業務の概要

- (1) 委託業務名 市民農園のシェアリングサービスモデル創出業務委託
- (2) 業務内容 別紙「仕様書」のとおり
- (3) 委託期間 契約締結の翌日から令和4年3月25日まで
- (4) 業務委託料 6,200,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）を上限とする。
- (5) 支払条件 受託者は業務完了の報告及び千葉市による検査完了後、委託料の支払いを請求できる。千葉市は支払請求を受けた日から30日以内に支払う。（業務完了後、一括払い）

3 事業者要件

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないもの。なお、複数の事業者により構成された共同企業体による参加も認めることとするが、すべての事業者が次のいずれにも該当しないものとし、一企画提案参加申込者の代表企業又は構成員が他の企画提案参加申込者の代表企業又は構成員となることはできない。

- (1) 法人格を有していない者
- (2) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者
- (3) 企画提案参加申込日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者
- (4) 会社更生法（昭和14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていない者
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がなされていない者
- (6) 千葉市内において都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者
- (7) 国税及び地方税を滞納している者
- (8) 千葉市入札契約に係る暴力団対策措置要綱に規定する措置要件に該当する者

4 企画提案の手続き等

(1) スケジュール

- | | |
|--------------|---------------|
| ①公募開始日 | 令和3年10月22日（金） |
| ②質問受付締切日 | 令和3年10月26日（火） |
| ③質問回答日 | 令和3年10月28日（木） |
| ④企画提案書の受付期限 | 令和3年11月4日（木） |
| ⑤プレゼンテーション審査 | 令和3年11月上旬（予定） |
| ⑥選定結果通知 | 令和3年11月中旬（予定） |

(2) 質問の提出について

本実施要領及び仕様書等の内容について不明な点がある場合は、下記の条件で質問を受け付ける。

ア 受付期間 令和3年10月26日(火)午後5時まで

イ 質問方法 下記電子メールアドレス宛てに質問書(様式第1号)を提出すること。なお、電話・口頭・FAX等での質問は一切受け付けない。

電子メールアドレス：tokku.POF@city.chiba.lg.jp

ウ 回答 質問に対する回答は千葉市ホームページに令和3年10月28日(木)午後5時までに掲載する。なお、質問の内容により、事業者選定の公平性を保てない場合には、回答しないことがある。

(3) 参加意向申請書の提出について

下記書類を提出すること。なお、様式第4号～第5号及び企画提案書(任意書式)の副本については、企画提案参加申込者(共同企業体の場合は構成員を含む)が判明・特定できる表現を使用しないこと。(連携・協力事業者等は除く)

ア 提出書類

(ア) 様式第2号 企画提案参加申込書(1部)

(イ) 様式第3号 誓約書(1部)

※共同企業体の場合は代表企業及び構成員すべての誓約書を提出すること

(ウ) 様式第4号 会社概要書及び業務実績調書(1部)

※会社概要書については様式第4号の内容が記載されている会社案内パンフレットでも可(共同企業体の場合は代表企業及び構成員すべての会社概要を記載すること)

※業務実績調書については過去5年間における市民農園による遊休地利活用に関する事業(実施中、受託中のものを含む)を記載すること(共同企業体の場合は代表企業、構成員どちらの業務実績を記載しても構わない)

※記載された業務実績の内容を確認できる契約書等の写しを添付すること

(エ) 様式第5号 業務経費見積書(経費内訳書)(10部:正本1部、副本9部)

※仕様書記載の「4 業務内容」別に見積もること

※見積書の項目(内訳)をできるだけ詳細に分類して記載すること

(オ) 様式第6号 企画提案概要書(10部:正本1部、副本9部)

※仕様書を熟読のうえ、本実施要領「5 事業者選定」記載の審査の着目点別に内容を記載すること

(カ) 任意書式 企画提案書(10部:正本1部、副本9部)

(キ) 様式第7号 共同企業体等一覧表(1部) ※共同企業体の場合のみ

(ク) 様式第8号 委任状(共同企業体等)(1部) ※共同企業体の場合のみ

(ケ) 参加資格確認書類(各原本1部提出のこと)

※千葉市入札参加資格者名簿に登録されている者は、登記事項証明書及び印鑑証明書のみ提出すること。

・登記事項証明書(履歴事項全部証明書)

・印鑑証明書(代表者印)

・法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書(その3の3)

・市町村税又は特別区民税の滞納無証明又は納税証明書

※発行日はすべて申請日から3ヵ月

イ 提出方法 持参又は郵送

ウ 提出期限 令和3年11月4日(木)午後5時までに必着

※持参の場合は、土、日及び休日を除く午前9時から午後5時まで受付

工 提出場所 〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号
 千葉市役所5階 千葉市総合政策局未来都市戦略部
 国家戦略特区推進課（担当：佐古、竹野）

オ その他 参加申込後に辞退する場合は、参加辞退届出書（任意書式）を持参又は郵送にて提出すること。なお、参加辞退届出書には以下必須項目を記載すること。

必須項目：日付、商号又は名称、代表者氏名（代表者印を押印すること）、辞退理由

5 事業者選定

(1) 選定方法

選考は千葉市が設置する選考委員の審査員が、審査基準に基づいて、提出されたすべての提出書類及び別途プレゼンテーション及びヒアリングをもとに審査をおこない、合計点数が最も高い1者を選定する。最多得点の提案が複数あった場合は、審査員の合議により選定する。ただし、合計点数が、委員会が定める基準点を下回った場合は、事業者を選定せず、再度、選定を行う場合がある。企画提案参加申込者が1者であっても、同様の審査を行う。

(2) プレゼンテーション審査について

ア 日時 令和3年11月上旬 ※詳細は追って個別に通知

イ 場所 千葉市役所 ※オンラインでの開催となる可能性もある

ウ 注意事項

- ・共同提案者がいる場合は、同席の上プレゼンテーションを行うこと
- ・プレゼンテーションは、提出した企画提案書のみを使用し、未提出の資料の使用は不可
- ・プレゼンテーションには、紙資料の他、プロジェクターを使用することができる。その場合、提案者にてPC本体を用意すること
- ・新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、審査方法を変更する場合がある

エ 審査基準

以下の基準により審査を実施する。

【審査基準及び配点（120点満点）】

審査項目 (配点)		審査の着目点 ※様式第6号企画提案概要書 記載事項
1	趣旨・目的 (10)	本業務の本市の狙いを十分に理解した提案となっているか。
2	運営能力 (10)	本事業に関連のある事業実績、成果を有しているなど、その知識、ノウハウ、経験等を十分に活かせることが期待できるか。
3	実施体制 (10)	運営は組織化され、適切な人員配置、指導・監督体制が整備されているか。また、確実な実施、運営のための工程表等が提示されているか。
4	業務内容 (80)	シェア市民農園の開発
		生産緑地の地権者の参加が期待できる内容となっているか。
		生産緑地だけでなく、様々な地権者の参加により多様なシェア市民農園の誕生が期待できる内容となっているか。
		都市部の緑地の保全、景観との調和、質の高い緑の活用が期待できるか。
		シェア市民農園の管理・運営
		地権者及び利用者のニーズをふまえた利便性の高いシェアサービスとなっているか。
地権者及び利用者の問い合わせに対応できる体制となっているか。		
安全性への対策がとられているか。		

審査項目 (配点)		審査の着目点 ※様式第6号企画提案概要書 記載事項
		事業終了後もサービスが継続されることが期待できるか。
		利用者への広報プロモーション
		周知・集客方法、特典が適切な対象を確保できるものと期待できるか。
		スキルシェアとしてのオンライン園芸指導サービスの提供
		実現可能な内容となっているか。利用者への特典が適切な対象を確保できるものと期待できるか。
5	効果検証 (10)	収集される実証データは、目的に沿ったものであるか。

※「3 実施体制」については、実施体制図（総括責任者、業務実施責任者等の組織体制図）、工程表を添付し提案すること。

6 審査結果の通知

- (1) 通知日 令和3年11月中旬（予定）
- (2) 通知方法 企画提案参加申込者全員へ電子メールで結果を通知し、千葉市ホームページで公表。
ただし、審査内容に関する質問や審査結果に関する異議の申し立ては受け付けない。

7 契約

- (1) 上記により選定された者を、事業の委託契約予定者とする。
- (2) 契約に当たっては、選定された企画提案内容をもとに、委託業務の細部について千葉市と協議を行うこと。なお、協議の結果、委託業務の一部が変更となる場合がある。
- (3) 前項の協議が不成立の場合には、千葉市は順次、次点以下の提案者と交渉を行い、委託契約を締結する。
- (4) 留意事項
 - ア 契約にあたっては、契約書を2通作成し、各1通を保有する。
 - イ 契約保証金は要。ただし、千葉市契約規則第29条に該当する場合は、免除とする。
 - ウ 業務の一部について、第三者に委託する際は、事前に千葉市の承諾を受けること。
 - エ 委託料の支払いについては、委託業務完了後一括払いとする。
 - オ 著作権については、仕様書記載のとおりとする。
- (5) 守秘義務
本業務を遂行する上で知り得た情報については、千葉市の承認を得ることなく第三者に漏らしてはならない。

8 失格事項

- 企画提案参加申込者が次のいずれかに該当すると千葉市が判断した場合は、失格とする。
- (1) 事業者要件を満たさない場合
 - (2) 本実施要領を順守しない場合
 - (3) 企画提案書等の提出書類の期限を遅延した場合
 - (4) 企画提案書等の提出書類に虚偽があった場合
 - (5) 企画提案書等の提出書類が仕様書に示された条件に適合しない場合
 - (6) 提出された業務経費見積書が委託料上限を超過している場合
 - (7) 審査の公平性を害する行為があった場合

(8) 前号までに定めるもののほか、提案にあたって著しく審議の公平性に反する行為があった場合

9 その他

- (1) 企画提案書等、提出書類の作成、提出に要する費用は、全て企画提案参加申込者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等については、選定結果にかかわらず返却しない。
- (3) 企画提案書等は、千葉市情報公開条例（平成12年市条例第52号）の規定に基づき開示請求されたときは、公にすることにより、企画提案参加申込者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、開示の対象とする。ただし、選定期間中は、同条例第7条第1項第6号の規定に基づき、開示の対象としない。
- (4) 企画提案書の著作権は、当該企画を提案した企画提案参加申込者に帰属するが、千葉市は事業者の選定の公表等必要な場合においては、企画提案書の内容を無償で使用できるものとする。
- (5) その他、業務遂行上発生した問題等については、千葉市と受託者の協議のうえ、対応を決定することとする。